

平成28年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成28年熊本地震）

28 経営 第 5 0 8 号
平成 2 8 年 5 月 1 8 日
農林水産省経営局長通知

平成28年熊本地震による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要がある。

このため、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）により緊急的な対策として被災農業者向け経営体育成支援事業を実施することとしたので円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いする。

なお、実施要綱の第3のただし書、別表1の2の（1）及び別記2の第1の2の（1）のイの（ア）の規定に基づき対象となる気象災害等、事業要件及び事業内容を別紙のとおり定め実施することとしたので御了知願いたい。

おって、貴局管内の都府県知事及び農業信用基金協会には貴職から通知されたい。

別紙

1 対象となる気象災害等

平成28年熊本地震

2 事業要件

- (1) 助成対象者が取り組む事業内容について、平成28年4月14日以降の取組であること。
- (2) 都道府県及び事業実施主体は、1の気象災害等による復旧等のために実施する被災農業者向け経営体育成支援事業を平成28年度に終了すること。

3 事業内容

- (1) 実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のaからdまでとする。
- (2) 実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のa及びbにおいて、「農産物の生産に必要な施設」とあるのは「農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設」と読み替えるものとする。
- (3) 実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のdについては、「農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械（以下「生産農産物の加工用機械」という。）並びに附帯施設の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の取得又は被災した農産物の生産に必要な農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の修繕に要する経費」と読み替えるものとする。
- (4) (1)から(3)までの事業内容については、同要綱別記2の第3の1の(1)の国の助成措置等を以下のとおり読み替えるものとする
 - ア 事業実施主体ごとの国の補助率は、2分の1以内とし、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の国の助成金の額を合計した額を補助するものとする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する国の助成金の額は、助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設等（以下「助成対象施設等」という。）ごとに助成の対象となる事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額とする。

なお、助成対象者は、地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援又は本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受けているものとする。
 - ウ 助成対象施設等が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合には、イの国の助成金の額は、次のとおりとする。
 - (ア) 助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合には、当該助成対象施設

等ごとに助成の対象となる事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額から園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の支払共済金に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

(イ) 助成対象施設等が園芸施設共済に加入していない場合には、当該助成対象施設等ごとに助成の対象となる事業に要する経費に10分の4を乗じて得た額とする。

(5) 上記(1)から(3)までに加えて、被災した農産物の生産に係る施設の撤去を対象とする。

① この場合、被災農業者の農業経営が継続されるものとする。

② 国の助成措置等は、以下のとおりとする。

ア 事業実施主体ごとの国の補助率は、2分の1以内とし、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の国の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する国の助成金の額は、対象となる被災施設の面積に以下の助成単価表の助成単価を乗じて得た額又は事業に要する経費のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額を限度とする。

ウ アの国の補助に当たっては、地方公共団体がイで算定する国の助成金の額以上を助成しているものとする。

エ 助成の対象となる撤去施設が園芸施設共済に加入している場合には、イで算定する国の助成金の額と園芸施設共済のうち施設の撤去に係る支払共済金に2分の1を乗じて得た額の合計額が助成の対象となる事業に要する経費の2分の1を超えないものとする。

助成単価表

種類	助成単価
① 被覆材がガラスのハウス	1,200円/m ²
② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス（骨材に鋼材を使っているもの、又は主要部分に鋼材を使っていない場合でも強度を向上させた構造（はり、筋交	880円/m ²

<p>い、主要部分に通常部分より太いパイプを使用している等) であるものを含む。) 。</p>	
<p>③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス</p>	<p>290円／㎡</p>
<p>④ 畜舎</p>	<p>4,500円／㎡</p>
<p>⑤ その他</p>	<p>ア 上記施設以外の施設については、上記単価に準じる（具体的には、果樹棚等は上記③、農作業用施設等は④に準じる。）ものとする。</p> <p>イ ただし、以下（ア）～（ウ）を満たす場合であって、上記の助成単価を超えることがやむを得ないと市町村が特別に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める額を助成単価とすることができるものとする。</p> <p>（ア）以下のいずれかの理由により国が定めた助成単価によることが困難であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 ii 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。 iii 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 iv 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 v 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。

	<p>vi 上記 i から v と同等の特別な事情がある場合。</p> <p>(イ) 複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用の妥当性が確認されていること。</p> <p>(ウ) 市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討し適正であると確認されていること。</p>
--	---

4 様式について

(1) 実施要綱別記 2 の別紙様式各号については、以下の別紙様式各号により作成するものとする。

ア 別紙様式第 2 - 1 号及び同号別添 1 は、別紙様式第 2 - ①号、同号別添 1 及び別添 2 により作成するものとする。

イ 別紙様式第 2 - 3 号は、別紙様式第 2 - ③号により作成するものとする。

ウ 別紙様式第 2 - 3 号別添 1 は、別紙様式 2 - ③号別添 1 により作成するものとする。

エ 原形復旧以上の施設の整備を行う場合の本事業による助成は、被災前の施設を原形復旧する範囲までとするとともに、助成対象外の事業内容を明らかにするため、別紙様式第 2 - ①号別添 2 を作成し、別紙様式第 2 - ①号の添付資料に追加し、その状況を明らかにするものとする。

なお、財産管理については、助成対象となった事業内容のみならず助成対象とならない事業内容を含めて適切に実施するものとする。

オ 3 の (5) の②のイの助成単価表の⑤のイにおいて、市町村が特別に認める単価を設定する場合には、別紙様式第 2 - ①号別添 4 を作成し、別紙様式第 2 - ①の添付資料に追加し、都道府県と協議するものとする。

5 その他

(1) 事業の着工に当たっては、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。

ただし、被災支援計画の承認までに実施したものは、この限りではないが、本通知の施行日以降は、都道府県は、入札若しくは見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるよう事業実施主体を指導し、事業実施主体は助成対象者を指導するも

のとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

- (2) 園芸施設共済に加入している農業者については、本事業の実施に当たり、農業共済組合に連絡の上、必要な調整を図るものとする。
- (3) 都道府県及び市町村は農業共済組合等と連携して、本事業の実施に当たり、助成対象者に対して、災害の備えとして、園芸施設共済、農業共済組合が提供する任意共済、民間の保険等に参加する必要性を十分に説明するとともに、当該地域における園芸施設共済等の加入を促進するものとする。

平成 年度被災農業者経営支援計画書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 被災の状況と復興方針

II 成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (計画)
被災農業者の農業経営の維持			

III 地域農業の経営改善を図るための取組

項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)
農業経営の改善に関する取組				

(注) 事業実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のdのうち農業用機械の取得を行った経営体の総計を記載すること。

IV 施設整備計画

1 融資活用型補助・追加的信用供与補助計画

(単位:円)

区 分	事業費 G=A+B+C +D+E+F	負担区分						備 考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
融資活用型補助事業								経営体
施設等の再建・修繕								経営体
施設の撤去								経営体
追加的信用供与補助事業								保証希望融資額: 円
計								

2 附帯事務費

事業費 Z=a+b+c+d	負担区分				適否 (市町村:IVの1の 事業費の0.4%以内)
	補助金 a	都道府県費 b	市町村費 c	その他 d	
市町村附帯事務費					

[市町村附帯事務費の具体的な内容]

具体的な使途

V 事業実施主体の概要

代表者名		所在地	
構成団体名		事務局を担当する組織の名称	
担当者名等	(役職) (氏名)	電話・FAX	

[添付資料]

1. 別紙様式第2-①号別添1 融資等活用型補助事業対象経営体調書
2. 別紙様式第2-①号別添2 助成対象者に係る被災証明
3. 計画位置図

計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。

(1) 市町村を黒色の実線で囲む。(地図が市町村限定の場合は除く。)

(2) 施行位置は、対象経営体ごとに色分けして図示し、実線を引いて余白面に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。

4. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織、その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
5. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等
6. その他都道府県知事が必要と認める資料

融資等活用型補助事業対象経営体調書

No	助成対象者	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 被災の証明

別途経営局長が定める農業被害に該当

(注) 該当する場合にチェックを入れる。

II 園芸施設共済

IVに掲げる施設に係る園芸施設共済加入の有無

園芸施設共済に加入している施設がある

全く園芸施設共済に加入している施設がない

(注) 園芸施設共済への加入状況について、該当する項目の□にチェックを入れること。

III 消費税及び地方消費税の確定申告の状況

本事業で助成対象とした整備内容の消費税及び地方消費税の確定申告の状況について、該当する項目に必ず「1」を記入してください。	
	本則の課税事業者として申告することが判明している
	簡易課税事業者として申告する又は課税事業者でないことが判明している
	上記のいずれかに該当するか判明していない

IV 事業内容等

(1) 施設等の再建・修繕

No	事業内容 (施設等名、規模等)	着工(契約) (予定)年月日	竣工(予定) 年月日	共済対象施設	共済金支払通 知書の関連する 棟番号	施工住所
1						
2						
3						

(注) 施設の設置箇所を移動して再建する場合は、「施工住所」の欄に移動後の住所を記載し、移動前の住所を下段括弧書きで記載すること。

No	事業費(円)	資金調達計画(円)							助成率 (%) H=B/A	園芸施設共済のうち 特定園芸施設 及び附属施設の 共済金支払額の 合計額 I	担保措置 の有無	
		国庫補助金額 算定の基礎となる 事業費(円) A	助成金 B	融資 C	地方単独事業(補助金分)活用状況							自己資金
					計 D=E+F+G	都道府 県単独 事業 E	市町村 単独事 業 F	その他 G				
1											□	
2											□	
3											□	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

No	被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況			原形復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助 利用かつ再建の場合記入)		備考
	国庫補助事業	国庫補助事業名	実施年度			
1	□ 該当する					
2	□ 該当する					
3	□ 該当する					

(注) 「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。

事業に要する経費を「事業費」及び「国庫補助金額算定の基礎となる事業費A」の欄に記載すること。

ただし、自己負担で強度の向上、規模拡大等を行う場合には、別紙様式第2-①号別添3を添付し、同様式の1の額を「事業費」の欄に、同様式の2の額を「国庫補助金額算定の基礎となる事業費A」の欄に記載すること。

なお、園芸施設共済の加入対象施設である場合に、加入している施設の助成金の額は、共済金支払額の2分の1に相当する額を含めて「国庫補助金額算定の基礎となる事業費A」の2分の1が上限です。加入していない施設については、10分の4に相当する額を上限とします。

共済金支払通知書の棟番号欄は、農業共済組合又は共済事業を実施する市町村から発行される共済金支払通知書の関連する棟番号を記載すること。

(2)施設の撤去

①撤去施設の助成単価

ア	被覆材がガラスのハウス(1,200円/㎡)	ウ	被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス(290円/㎡)	オ	その他
イ	被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス(880円/㎡)	エ	畜舎(4,500円/㎡)		

②施設の概要

No	①のうち該当する施設の助成単価	事業内容 (施設名、被災施設の規模)	着工(契約) (予定)年月日	竣工(予定) 年月日	共済金支払通知書の関連する棟番号	施工住所
1						
2						
3						

No	事業費(円)	資金調達計画(円)							助成率 (%) G=B/A	園芸施設共済のうち撤去の共済金支払額の合計額 H	備考	
		国庫補助金額算定の基礎となる事業費(円) A	助成金 B	融資 C	地方単独事業(補助金分)活用状況							自己資金
					計 D=E+F+G	都道府県単独事業 E	市町村単独事業 F	その他 G				
1								0				
2								0				
3								0				
計	0	0	0	0	0	0	0	0				

(注) 事業に要する経費を「事業費」の欄に記載し、被災面積に撤去施設の助成単価を乗じた額又は事業に要する経費のいずれか低い額を「国庫補助金額算定の基礎となる事業費A」の欄に記載すること。
 助成金の額は、国庫補助金額算定の基礎となる事業費の2分の1に相当する額を限度とします。
 なお、園芸施設共済に加入している施設について、加入している施設の助成金の額は、共済金支払額の2分の1に相当する額を含めて「国庫補助金額算定の基礎となる事業費A」の2分の1が上限です。
 共済金支払通知書の棟番号欄は、農業共済組合又は共済事業を実施する市町村から発行される共済金支払通知書の関連する棟番号を記載すること。

V 農業経営の状況

(1)農業経営の維持

項目	
農業経営の維持	<input type="checkbox"/> 引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください。

(2)農業経営の改善を図るための取組

項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (○年度)	整備内容との考え方

(注) 1 事業実施要綱別記2の第1の1の(1)のイの(ア)のdのうち農業用機械の取得を行う場合に記載すること。
 2 農業経営の改善を図るための取組とは、①経営面積の拡大、②農産物の品質向上、③生産コストの縮減、④新規作物の導入など被災前と比較できる定量的な目標とし、市町村と相談の上、地域の実情に応じ設定すること。

VI 融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(※)	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

助成対象者に係る被災証明

No	助成対象者	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

上記の者は、「別途経営局長が定める気象災害等により農産物の生産に必要な施設等について農業被害を受けた者」であることを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名： ●都道府県 ●市町村

役職・代表者名： 印

(注)別紙様式第2-①号別添1の経営体調査を提出している農業者の被災状況について上記に一覧表として取りまとめの上、被災の有無を証明すること。
行が不足する場合には、行を追加して記載すること。

被災前と同程度の復旧を超える事業費

助成対象者名： _____

代表者名（法人等の場合）： _____

実施要綱別記2の別紙様式第2－1号別添1のIV事業内容等の欄の番号

- 1 助成対象とする事業内容と一体的に実施する経費の額（助成対象と助成対象にならない部分を含めた全体の額）

_____ 円

- 2 被災前の施設の復旧又は同程度の施設を取得する場合に要する経費の額

_____ 円

注1：上記の経費の額は、複数の見積もり等により求めることとする。

2：助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能。

助成単価の市町村特認（都道府県協議用）

助成対象者名：_____

代表者名（法人等の場合）：_____

施設名：_____

1 通知で定める助成単価及び助成額

助成単価：_____円/m² 助成額：_____円

2 傾斜地等の施設の設置場所、施設の構造、附帯施設（本体施設とは別に相応の費用を要する場合に限る。）、工事内容、廃棄の状況等国が定めた助成単価によることが困難であることの根拠。

3 複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用が妥当性であることの根拠。

4 市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討した結果の根拠。

5 上記を踏まえ、市町村長が適正であると認める単価及び助成額

助成単価：_____円/m² 助成額：_____円

注：助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能。

都道府県別実施計画(被災農業者向け経営体育成支援事業)

I 都道府県別実施計画

区分	事業費 G=A+B+C+ D+E+F	負担区分						備考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担 融資 E	自己負担 経費 F	
1 事業費								
(1) 融資等活用型補助事業								
施設等の再建・修繕								
施設の撤去								
(2) 追加的信用供与補助事業								保証希望融資額 円
2 附帯事務費								適否(都道府県:1の事業費の1.7%以内 市町村:1の事業費の0.4%以内)
(1) 都道府県附帯事務費								
(2) 市町村附帯事務費								
計								

(注)都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

[都道府県附帯事務費の具体的な使用]

	具体的な使用
都道府県附帯事務費	

II 事業完了(予定)年月日

平成

年

月

日

III 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	円	円	円	円	
(1) 融資等活用型補助事業					
(2) 追加的信用供与補助事業					
2. 附帯事務費					
計					

[添付資料]

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. 別紙様式第2-③号別添1 融資等活用型補助事業実施内容(内訳)
別紙様式第2-①号 被災農業者経営支援計画書
別紙様式第2-①号別添1 融資等活用型補助事業対象経営体調査
別紙様式第2-①号別添2 助成対象者に係る被災証明
3. 地方公共団体単独事業を活用している場合は、当該概要が分かる資料
4. その他地方農政局長が必要と認める資料

○融資等活用型補助事業・追加的信用供与事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	農業者
2	農業者の組織する団体

②被害を受けた施設等

番号	施設等名	備考
1	ハウス（パイプ）	生産・加工・流通関係
2	ハウス（鉄骨）	
3	ハウス（ガラス）	
4	農機具格納庫	
5	農作業用施設	
6	加工施設	
7	集出荷施設	
8	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農加工関係
9	畜舎（養豚）	
10	畜舎（養鶏）	
11	畜舎（酪農）	
12	畜舎（その他）	
13	その他畜産関係施設	その他
14	その他施設等	
15	農業用機械	

③園芸施設共済加入の有無

番号	区分
1	加入している
2	加入していない

④原形復旧の有無

番号	区分
1	原形復旧に該当する
2	原形復旧に該当しない

⑤整備内容

番号	施設等名	備考
1	ハウス（パイプ）	生産・加工・流通関係
2	ハウス（鉄骨）	
3	ハウス（ガラス）	
4	農機具格納庫	畜産・酪農加工関係
5	農作業用施設	
6	加工施設	その他
7	集出荷施設	
8	畜舎（肉用牛）	機械
9	畜舎（養豚）	
10	畜舎（養鶏）	撤去
11	畜舎（酪農）	
12	畜舎（その他）	
13	その他畜産関係施設	
14	その他施設等	撤去
15	農業用機械	
16	撤去（290円/m ² ）	撤去
17	撤去（880円/m ² ）	
18	撤去（1,200円/m ² ）	
19	撤去（4,500円/m ² ）	
20	撤去（特認）	

⑥金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	政策公庫
5	沖縄公庫
6	銀行
7	信用金庫
8	信用組合
9	都道府県
10	市町村

⑦融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	改良資金
3	就農支援資金
4	公庫資金（スーパーL）直貸
5	公庫資金（スーパーL）転貸
6	公庫資金（その他）直貸
7	公庫資金（その他）転貸
8	一般資金（プロパー資金）

⑧過去の実施事業

番号	区分
1	国庫補助事業を活用している
2	国庫補助事業を活用していない